

2012年4月9日

枚方市議会議員 岡沢 龍一 様
枚方市議会議員 清水 薫 様
枚方市議会議員 岩本 優祐 様
枚方市議会議員 木村 亮太 様

自治労枚方市職員関係労働組合
執行委員長 津田 佳積
現業評議会議長 上田 勝



公開質問状

日頃は、地方自治推進のため奮闘されていることに対し敬意を表します。

さて、貴職4人で地域に配布されている冊子「未来に責任 PRESS 001.」について確認したく質問させていただく次第です。

冊子の内容はさておき、私たちが質問させていただきたいのは、6ページの表の「ごみ職員」という表記についてです。

「ごみ職員」という表記は、ごみの収集にあたる職員のことを指してのことと思われそうですが、なぜそのような表記になったのかお教えいただければと思います。

御存知のとおりごみの収集にあたる職員は、他職種や市民からも「ごみ屋」と言われ差別され侮蔑されてきた歴史があります。自治体職員で言えば、そのような差別をはねかえすため、自らの仕事を単にごみ収集にとどまらず、ごみの出し方のルールやごみの減量に対する啓発活動、障害者や高齢者に対するごみ出しの援助など、その幅を広げ内容を高める努力を組合も含め行って来た経過があります。しかしながらごみの収集にあたる職員に対する差別的な感情は、いまなお無くなったとは言えないと考えています。

そのような状況や歴史的経過の中での「ごみ職員」という表記に強い違和感を覚えます。「ごみ職員」という表記は「ごみ屋」に通じるばかりではなく、「ごみのような職員」という意味も内包しているのではないかと考え方もできます。自治体職員であれ民間の職員であれ、ごみの収集にあたる職員への差別感情を惹起する表現になっているのではないのでしょうか。

当初私たちは、これは単に不注意でなされたものではないかと考えました。しかし、おそらく4人での何度もの原稿チェックと校正のあと出された冊子であり、あえて「ごみ職員」という表記をとられたのは意図されたことであると考えざるを得ず、不注意であるとするのは失礼であるとの結論に至りました。逆に、不注意で「ごみ職員」という表現をとられたとすれば、市民の選良たる議員としての人権意識が問われることになると考えます。

そこで、下記のとおり質問をさせていただきます。

記

1. なぜあえて「ごみ職員」という表記をされたのか、意図するところをお聞かせください。
2. 「ごみ職員」という言葉は、読み手の差別感情を惹起させかねない表現と考えますが、そのことに対する御見解をお聞かせください。

御回答は下記にお送りいただきますようお願いいたします。公開質問状ですので御回答も公開が前提であることを御了承ください。

自治労枚方市職員関係労働組合
〒573-0032 枚方市岡東町 8-23 枚方市職員会館 3 階
TEL:072-845-3361・FAX:072-845-3362
E-Mail:jhcsluf@sirius.ocn.ne.jp